

古田史学の会・東海

東海 の 古 代

第87号 平成19(2007)年11月

会 長：竹内 強

編集発行：事務局 〒489-0983 瀬戸市苗場町137-10

林 伸禧 <Tel&Fax：0561-82-2140、メールアドレス：furuta_tokai@yahoo.co.jp>

ホームページ：http://www.geocities.co.jp/furutashigaku_tokai

林俊彦代表 突然の逝去

故林俊彦代表は、平成19年9月29日（土）午前、奥様と買物中に脳溢血で倒れ、国立病院機構名古屋医療センターへ救急車で搬送されました。意識は回復せず、10月5日（金）午後1時4分、ご家族に看取められながら永眠されました。享年55才でした。

氏は、平成7(1995)年2月、横田幸男・福田正雄氏と共に「古田史学の会・東海」を設立されました。同年9月、横田代表が大阪府へ転勤となったため代表を引き継ぎ、以来現在まで代表として「古田史学の会・東海」の発展に尽力されました。

会報誌「東海の古代」を毎月発行、月例会開催の準備、年2回の「史跡見学会」の企画、会員論集「古田史学資料集」の発行など、八面六臂の活躍をされておりました。

また、講演会の開催についても、古田武彦先生を名古屋市にお招きし、講演会を3回開催しました。最近では、例会で、「古田史学の会」の古賀達也事務局長の講演会を2回開催し、そして、平成18年から会員の協力を得てホームページを開設しました。

近年、例会出席者も徐々に増えていき、さらなる飛躍を目指している時に、突然の訃報に残念です。故林俊彦代表の意志を引き継ぎ、更に発展させたいと思っております。 合掌

弔 文

古田武彦

林俊彦さんの、天来の訃報に接し、茫然となりました。最近まで元気一杯、日本中の「古田史学」界に新鮮な活気をふきこみつつけておられただけに、信じられぬ思いです。

昨年来の東日流外三郡誌、寛政原本の「発見」にさいしても、右顧左眄していた一般学界に対し、鮮烈なコントラストをしめしてこられました。

今、新しい発見はいわば”ラッシュアワー”現象を呈しています。いわく、金印。いわく、南米の古代日本語地名、いわく、磐井の真相、いわく、シュリーマン発掘の深相、いわく、八面大王の来歴等の諸問題が毎朝毎夕、思いがけぬ発見と展開をとげています。一刻、一瞬惜しい。

しかし、わたしもいずれ「亡き数」に入ります。その前に、若い人々に真実を告げ、勇気を語り、そして林さんのもとに御報告にまいります。その日まで、ゆっくりと中休みをしてください。しばらく、さようなら。

林俊彦さんを悼む

古田史学の会代表 水野孝夫

古田史学の会全国世話人で、東海の会代表の林俊彦さんが10月5日午後なくなりました。55才でした。ご家族と一緒に買物中に脳溢血で倒れたとのこと。

「東海の古代」というA4版2ページものの独自の会報を、ほとんど独力で編集・発行され、最近9月号は通算第86号となっています。東海の会は月例研究会を開催、またホームページも

もたれ、遺蹟等の見学会も行われてきましたが、これらを主導されてきました。

関西での総会、講演会その他の催しにもよく参加され、懇親会でご一緒したこともあります。東海の例会で今後発表予定だった論考が私の手元に残されています。

「わたしひとりの「磐井の乱」 2－磐井死すとも史実は死せず－」と題するものです。

その先頭は

「私は古田史学の学徒です。その実証主義の精神をこよなく愛し、古田先生の推し進めた多元史観による研究の精華である邪馬壹国と九州王朝の存在を固く信じています。だからこそ最近出ている「磐井の乱はなかった」説はどうしても受け入れることが出来ません」

となっています。

氏自身の表現ですが「なんとしても自分自身で考えて、自分自身で道を切り開こう。」とされた方でした。

東海の会は、今後も、竹内強氏、林伸禧氏が中心となって、活動されるということで、故人も安堵いただけることと思います。ご冥福をお祈りします。

「古田史学の会・東海」新体制なる

平成19年10月14日（日）臨時総会を開催して会則の制定及び役員を選任を行い、新たな「古田史学の会・東海」体制を次のように決定しました。今後とも、ご支援の程をよろしく願います。

役員名簿	
会長	竹内 強
副会長	林 伸禧
幹事	石川 修 加藤 勝美 磯田 和典 田中 正一 石田 敬一
監査	横田 幸男

運営事務分担表	
会計担当	石川 修
会報担当	林 伸禧
会場担当	加藤 勝美
企画担当	磯田 和則、田中 正一
広報担当	石田 敬一

会長に就任して

会長 竹内 強

林俊彦さんの訃報に接し、今後の「古田史学の会・東海」をどうするのか。私自身は、例会を一時休会とし体制を整えてから再出発してもいいのではないかと考えていたのですが、会員の有志の中から、これを契機に仕事を分担し会則も決めて会を前進させようとの声が上がリ、林さんの葬儀の次の週には、臨時に総会を開催し、会則の制定・役員を選出をしました。

会長という大役を受けることとなりましたが、まだまだ力不足だと思いますので会員の皆様のご協力、友会の皆様のご援助をお願いして「古田史学の会・東海」を組織的にも内容的にも発展させてゆきたいと考えています。

それが林さんの遺志であるとも考えます。よろしく願いいたします。

最近、沖縄島民の集団自決は日本軍の強制ではなかったとして、歴史教科書が書き換えられようとなりました。南京大虐殺、従軍慰安婦問題など、政府や権力者にとって都合の悪い歴史を書き換えようとする動きは、私の記憶している中でも枚挙に暇がありません。それがマスコミのこれだけ発達した現代に起きているのです。

千数百年前、古事記や日本書紀を作った時、近畿大和政権にとって都合の悪い歴史は消し去った。一元史観はその後の紆余曲折をへても「歴史定説」して学校教育の中でも続いています。真実の歴史を後世まで伝えることが私たちの役目です。

「古田史学の会・東海」を発展させることが、今私のできることだと思っています。ともに力を合わせて前進しましょう。

故林俊彦氏は、論考を「古田史学会報」、
「古田史学の会・東海」の会報誌「古代の東海」論集「古田史学資料集」に発表しています。その中で、評価が高い「一大国」に関する論文を掲載します。

失われた一大国

林 俊彦

私の記憶が確かならば、魏志倭人伝には倭人の国名が三十余り登場するが、その中に、奇妙な名称「一大国」がある。

これが現在の壱岐をさすことに異論はないが、「一大」では他の倭国名のように現地音の漢字表記とも思えず表わす意味も不明である。そこで通説では「一支」の誤りとされ、現に「梁書」「北史」は「一支」と記している。

これに対し小数説ではあるが、古田先生をはじめとし軽々な原文改定を排し、「一大」のまま解釈しようとする考えもある。

曰く、「中国側がつけた地名だ」「いや、夷蠻の国に『大』の字をつけるはずかない」「倭人が漢字を理解し、自分の意志で表記した」「『一』は邪馬壹国の壹に通じる」「壱岐は小さいが、『大』は母なる国の意味で使っている」といった意見は興味深いものがある。

これに関連し「一大率」は「一大国の率だ」という提起も実に画期的である。

私も安易な原文の改定は極力さけるべきだと思うが、これまでの非改定説にはいささか不満があった。

「一大事」「一大キャンペーン」といった語法に慣れた私の感覚からすると、固有名詞、特に国名への「一大」の使用はやはり承伏しがたいものがある。

「母なる国」なら「母」と表記すれば足りる。

「大」の不自然さは消えない。

なぜ「邪馬壹国」の「壹」ではなく、「壱」でもなく、安っぽい「一」にしたのか。国名としては画数が多いほうが重みができるではないか。画数といえば「一大」の2文字で4画、「一支」

でも5画。これは何だ。奴国の「奴」でさえ1字で5画。こんな簡単な字を選ぶ理由は？等々である。

ある日突然道は開けた。

「一」たす「大」は「天」と読め！これだ。文字通り天からの啓示だった。「一大国」は「天国」、「一大率」は「天率」なのだ。もちろん「あまつくに」「あまついくさびと」とでも訓読みしたのだろうか。

天神神話あふれる壱岐の人々は、漢字文化導入期の当時、自国に「天国」という漢字をあてていた。しかし天子の国、中国への臣従を誓う身では許されない表記である。そこで誰が思い付いたか、「天」は「一」と「大」とに分けて書ける…そんな経過ではなかったろうか。

「天」の成り立ちを調べると

「大の字にたった人間の頭の上部の高く平かな部分を一印で示したもの。もと、巔（いただき）と同じ。頭上高く広がる大空もテンという。高く平かに広がる意を含む。」

とある（「漢字源」学研）。

「大」の字の上に「一」を後から加えた文字が「天」だった。分離して書いても意味を通じうる。そう考えても不思議ではあるまい。

かつて古田先生は朝鮮半島と九州との間の海域の島々をもって「天国」の領域とされた（『盗まれた神話』第十三章）。

記紀の中で「天下る」対象は出雲、新羅、筑紫の三領域に限られ中継点はない、という論拠であった。今回、中国側史書によってその裏付けを得ることになったのは望外の喜びである。

さらに素人の奇論を加えたい。「一大」の「大」は「大国主命」の「大」に通じるのではないか。つまり出雲王朝のはるか上を行くのが「天」という主張が秘められていると私は考えている。

壱岐が天国となれば、隣の島の呼称「対海国」の秘密も解ける。「海」は「天」と並んで「あま」の意を表しうる漢字だ。対馬は天国に向き合う島、「対海国」はそういう表現だった。

繰り返そう、「一」たす「大」は「天」と読め！そこから続々と新しい発見が生まれてくる。

ではなぜ「一大国」が「一支国」に変わった

か。
簡単である。倭人伝以降、杵岐は「天国」ではなくなったのである。記紀神話になぜ出雲神話の方が多いか。なぜ天照大神は高天原を一步も出なかったか。なぜニニギノミコトとその子孫の里帰り説話がまったく無いのか。その後の政治情勢が天国を消したのだ。

卑弥呼在世当時、杵岐は絶頂期にあった。邪馬壹国の「官」の筆頭が「伊支馬」と表記されていたのを思い出して欲しい。これは実は「一支女」なのだ。女王国の女性首相！しかし他方、杵岐の戸数表記だけが「三千許家」だったことにも注目されたい。他の倭の諸国が皆、中国の「戸」制度を導入していったのに。天孫降臨の過去の栄光にしがみつく杵岐の勢力は孤立していた。やがて「天国」の呼称は取り上げられ、元の名「一支」に戻っていったのである。「高天原」は空のかなた、空想の世界のものになった。ただ「一大率」の制度は残ったと見え、旧唐書倭国伝にその名を見ることがかできる。

私の能力ではここまでの展開が限界である。しかしこの稿をきっかけに、必ずや古代史の鉄人たちによる天国論争が巻き起こることと確信している。

さあ、よみがえるがいい、一大国！

(初出：古田史学会報第4号、平成6(1994)年12月号)

続・失われた一大国

林 俊彦

会報4号で、私は「一たす大は天と読め！」と提案した。
すなわち通説では「一支国の誤り」とされている倭人の国名「一大国」は「天国」、「一大率」は「天率」と解せよと主張した。
そこから倭人伝の読解に新たな視野が開けるのである。例えば「天=海=あま」だから「対海国」は天国に向き合う島と理解できる。
さらに杵岐、対馬二島間のそれほど広くもない対馬海峡を「名づけて瀚海という」などと誇張した表現も初めて違和感なく受け取れる。九州

北部海域に、天国は実在したのだ。

思えば魏の使節一行は、朝鮮半島を離れ邪馬壹国へ向かう途中、天照大御神の活躍をはじめとする高天原の諸神話を、倭人からウンザリするほど聞かされたはずである。北部九州に上陸すれば、「天率」の郊迎も受けたのではないか。すると「鬼道」に事えたという卑弥呼は、中国の道教の道師や、朝鮮のダーマンや、南方のシャーマンのイメージではなく、意外と今日の神社神道の神主に近い風貌だったかも知れない。

前回、私は大きなミスをした。天国=杵岐の勢力の孤立に関連して、杵岐だけが「三千許家」と「戸」制度を導入していないと書いた。明らかな誤りで、不弥国も「千余家」と「戸」以外の表記がされている。

この件につき、かつて古田先生は『よみがえる卑弥呼』第十編で言及された。
陳寿の三国志では「戸、家、落」が、弁別して使用されている。「戸」は「魏戸」に対してのみ用いられている。「落」は塞外の烏丸や鮮卑等に限って用いられている。「家」はこれら以外について用いられている、より一般的な用法のようである。要するに「戸=家」とは単純に換算できない、といった主旨であつた。そして杵岐、不弥国はいずれも、海に臨む港津の地でありそれぞれ少なからぬ外国人（楽浪人や帯方人、また韓人など）の居住があつたのではあるまいか、と思われる、とされた（ただし「一試案」として）。

陳寿は倭人伝において「戸数、道里を得て略載」することに力点をおいた。二国は確かに異なった「戸制度」、つまり他の倭人国とは違った政治制度を堅持していたことが想像される。しかし「多数の外国人の居留」が理由とは考えられない。不弥国は邪馬壹国へ「行程0里」、いわば最後の首都防衛拠点である。杵岐は朝鮮侵攻作戦で欠かせぬ中継基地である。当時の軍事情勢からいって、仮に「外国人」が存在しても、別個の戸制度=政治体制など許されるはずもなからう。

また天孫降臨が史実ならば、不弥国（博多湾岸）はニニギノミコトの有力な上陸地点であり、杵岐（高天原）はその出発地点である。二国は

安易に「外国人」に居留を許すはずのない「聖域」、また「保守派の牙城」だったのではあるまいか。少なくとも壱岐、不弥国の二国は、公然と魏の戸制度を拒否していたことになる。

ここで伊都国の「千余戸あり」にも注目されたい。「魏略」に「戸万余」とあることから陳寿不信の一因にもなっているが、「魏の戸制度に入ったのか千余戸」という視点で再検討してほしい。伊都国は「一大率（天率）」の常駐する地である。

倭人伝に「父母兄弟、臥息処を異にす」「その会同・座起には、父子男女別なし」「大人は皆四、五婦、下戸もあるいは二、三婦」とある。倭人の社会構成は時の中国とかなり違っていた模様である。容易に外国製の戸制度になじむものではなかっただろう。本格的な戸籍制度の整備には、農業を背景とした土地の所有制度や、男優先の一夫一婦制、小家族単位の生活の普及が必要と思われる。

朝鮮南部、九州北部に展開した海洋民の倭人たちは実は深刻な内部対立を抱えたまま魏晋との接触強化をはかったと考えられる。その結果壱岐をはじめとする漢字導入に積極的な先進性と天神思想に固執する保守性をあわせ持ち、伝統的な海洋生活を重んじる「アマ」勢力はやがて没落し、かわって九州在地の「ヤマ」勢力が権力を掌握して行ったと見たい。海幸彦山幸彦説話もこうした権力交代を説明するために脚色されたのではないかと、私は資料集めを始めている。

現在でも一部漁村などで「若者宿」とか古い淵源を持った制度が残されている。戸制度をきっかけとして、古代の社会生活の態様を解明していくことは、九州王朝税の補強にもつながる。さらに追及を続けたい。魏志倭人伝は奥の深い史書であると思つづく。

（初出：古田史学会報第5号、平成7（1995）年2月）

一大国はなかった

林 俊彦

おなじみの諸橋大漢和辞典の「一」の項に、

「一大」の転載がある。

天の異称。一大の二字を合すると天の字となるからいふ。〔説文〕天、顛也、至高無上、从一大……。

「説文」とは「説文解字」のこと。西暦一〇〇年ころ、許慎が完成させた中国最古の字典であって、古代中国の教養のある人々の必携の書であった。陳寿も座右に置いていたと想像しても不当ではあるまい。

これで、魏志倭人伝に登場する一大国、一大率を天国、天率と読もうとする私め試みは大きな裏付けを得たのではなからうか。「一大」では意味が取れないから誤字だろうと「一支」などに改定することはもう許されない。

「大国」には母なる国という意味もあるとか、無理に「一大」のまま意味を読み取ろうとする苦勞もいらない。

倭人は漢字を理解していた。壱岐の島は彼らにとって天国だった。だから倭人は「天国」と漢字で命名した。陳寿は天子の国の官僚として、表記を若干変えてこれを記載した。それか一番自然な理解だろう。

そして倭人伝に天国が登場する理由、それは日本側史書、古事記、日本書紀等により容易に推量できる。天照大御神の活躍した地、高天原が実在していたからに他ならない。

当時の倭人たちは、天孫降臨という史実を背景として、「アマ」の概念にとりわけ執着していた。

それは漢字なら海、天の二通りの字で表現しえた。邪馬壱国への行程文中、対海国（アマに対する国）、濶海（広大なアマ）、一大国（アマ国）と続く表記には並々ならぬこだわりがあった。対馬海峡周辺は倭人の聖域だった。

考えてもみよう。魏の遣使一行は倭国への途上、三度「一海」を渡っている（どれも幅はわずか千里）。その二つ目に対してだけ名を特記し「翰海」としている。文脈上、「白髪三千丈」式に理解することはできない。倭人の強固な思想として「広大な海」がそこに実在したのだ。

九州へ上陸すれば、伊都国には天率（壱岐、対馬の水軍）がいた。たどりついた邪馬壱園の官の筆頭には壱岐女（伊支馬→イキメ）がいた。となれば、卑弥呼の事えた鬼道とやらもアマ信

仰に違いない。卑弥呼、壱与の時代は壱岐、対馬の絶頂期だった。私はいよいよ確信を深めている。

かつて古田先生が「天の原ふりさけ見れば春日なる三笠の山にいでし月かも」の歌は筑紫の人の作であると主張されたように、壱岐には「天の原」の地名がある。また後代の命名であろうか、玄海灘の「玄」も「天」の意がある。この地域にはよほど「天」への思い入れがある。

壱岐、対馬は今でこそ、日本の果て、さびれた孤島のイメージが強い。副官の名が「卑奴母離（ヒナモリ）」であったことも、後代の「天離る夷にはあれど」といった用法から、両島が「田舎」であるとの印象を深めている。しかし古代では大陸文明に一番近い地だった。

ヒナのヒは「日」だ。ナは地名を指す接尾辞だ。従ってヒナとは太陽の輝く地という意味だった。壱岐、対馬の一時の栄光が倭人伝の「一大国」「対海国」の表記に秘められていたのだ。おそらくは卑弥呼の統治前後の大規模な戦乱の中で、宗教的な権威はかろうじて残しながらも、二つの島は戦略的には一つの拠点に過ぎない位置づけをされてゆく。それが「壱岐（一つの分岐点）」「対馬（馬韓に対する地）」といった地名になったのだろう。

では消えた天国はどうなったかという問題がある。私は天国のバブル時代という仮説を持っている。

壱岐による「天国」の独占が破れた三世紀後半ころから、日本中に古墳が姿を現し出す。その展開のスピードはとて大和政権の成長という理由では説明できず、古代の謎とされてきた。しかし私にすれば簡単なことである。古墳は天啓のジオラマだ、これである。

私には天国ないし高天原というものが、空の上の抽象的な存在になるのはかなり時代が下ってから、少なくとも仏教伝来以降のことだとしか思えない。古代人にとって神々の地は具象的で身近なものだったはずだ。そして倭人にとって天国とは、まず島であった。壱岐こそが高天原だったのだから。

本来海洋民族である彼らは日本各地の陸上に上がっても、海を故郷とする考えを止めなかった。

長野に和田峠があるのもその現れである。各地に散らばっても信仰のための聖地、天国島を建設した。あれは決して支配者の墓ではない。結果として墓として利用するが、神々の生活する地のモデルである。そこで支配者たちは民衆に天つ神の活躍譚を聞かせ、神の名の下に行動を指示した。もちろん諸儀式の場でもあった。島だから丸や四角やその結合形等いろいろあった。より島らしく見せるために、周囲に堀を造ることも流行した。たくさん建設するほど密集する島々というイメージを高めることもできた。

おそらくは九州王朝の盛衰に合わせ、日本の古墳はバブルのごとく急速に大量発生し、終局を迎えたのだろう。私は巨大な前方後円墳に、一大国、対海国の栄光の残映を見る。

（初出：古田史学会報第10号、平成7（1995）年10月）

※ 別紙「大漢和辞典（抜粋）」参照

11月例会に参加を

日時：11月11日（日）午後1時～4時半

場所：名古屋市公会堂第5集会室（3階）

名古屋市昭和区鶴舞1丁目1-3

地下鉄鶴舞線「鶴舞」駅下車4番出口徒歩2分

JR中央本線「鶴舞」駅下車公園出口徒歩2分

参加料：500円（会員無料）

今回は名古屋市公会堂の第5集会室（3階北東）

です。また、開始・終了時間が違います。

よく確認してからお出かけ下さい。

今後の予定

12月例会：12月16日（日）名古屋市市政資料館
第3日曜日です。

1月例会：1月13日（日）名古屋市市政資料館
例会は原則として毎月第2日曜日です。

古田先生とその学問に興味のある方ならどなたの参加も歓迎します。また参加に際し事前連絡は不要です。遅刻・早退もかまいません。

例会での研究報告、見解発表は大歓迎です。資料を配布される場合はなるべく16部用意しています。

大漢和辞典 (抜粹)

※ 傍線は編者

【一】1 イツ (集韻) 益悉切 質

一 小 一 古 ●ひとつ。① 數の一。文 單箇。(易)繫辭上「天一地二」。(論語)公冶長「回也聞一以知十」。(孟子)梁惠王上「吾對曰定于一」。(淮南子)本經訓「由近知遠而萬殊爲一」。(春秋繁露)天道無二「一者一也」② 多 くのの中の或るもの。(呂覽)舉難「擇務而貴取一也」。(史記)平準書「白金三品其一日重八兩圓之」(何承天)重答顏光祿書「願吾子舍兼而遠一也」(顏延之)庭語文「選言務一不尚煩密」③ ひとつとつ。(新書)脩政語上「諸侯萬人而禹一皆知其體」

形者一之謂也。まじりない。まこと。(易)繫辭下「天下之動貞夫一者也」(書)大禹謨「惟精惟一」(大)すべし。並びない。たぐひない。(淮南子)詮言訓「一也者萬物之本也無敵之道也」

【一】天の異稱。一大の二字を合すると天の字となるからいふ。(説文)天、顛也。至高無上。从一大。(易)乾鑿度「大天氏云一大之物自天一塊之物自地一炁之篇名混沌」

【天】5833

【天】(集韻)他年切 困

天 小 一 日 ●あめ。そら。① 顛(至高無上)の意。(説文)天、顛也。至高無上。从一大。② 顛(あきらか)の意。(釋名)釋天「天、顛也。在上高顯也」(坦(おほきい)の意。(釋名)釋天「天、坦也。坦然高而遠也」③ 氣が集積してできたもの。(論衡)談天「天氣也」(顏氏家訓)歸心「天爲積氣」④ 天體。又、其の運行。(史記)太史公自序「命南正重以司天」(鸚鵡冠子)夜行「天文也」⑤ 太陽。(禮)王制、柴

【天】會意。大と一との合字。本義はおほそら。轉じて、凡て高い尊いの意と爲す。おほそらは至高でそれ以上に高いものがなく、其の大は並ぶものがない。故に一と大とを合せて其の意を表はす。一説に、指事。大は人の意に用ひ、一はおほそらの形を示す。おほそらは人の頭上を覆ひ、常に頭を擧げて仰ぎ見る所であるから、大に从ひ、其の上に一を畫いて、おほそらの意を示すといふ。又一説に、指事。本義は人の頭のいただき。轉じて、おほそらの意。大(人の全形に象る)に从ひ、其の頂點に一を畫いて、頭のいただきの意を示す。古文に大に作るもののあるのを見れば自ら明かであるといふ。(説文)天、顛也。至高無上。从一大。段注「顛者人之頂也。以爲凡高之備。始者、女之初也。以爲凡起之備。然則天亦可爲凡顛之備。臣於君、子於父、妻於夫、民於食、皆曰天。是也。至高無上。是其大無有二也。故从一大於大。爲會意」(説文)夫段注「天之一冒大。爲會意。夫之一冒大。首一爲象形。亦爲會意」(説文通訓定聲)天、按大猶人也。天在入上。仰首見之一。指事。

【玄】20814

【玄】(集韻)胡涓切 困

玄 小 一 日 ●くろ。くろい色。① 黒而有赤色者爲玄。(詩)小雅、何草不黃。何草不玄。(箋)玄、赤黑色。② 黑色。(小爾雅)廣詁「玄、黑也」(廣雅)釋詁「玄、黑也」(書)禹貢「厥塗玄纁」(傳)玄、黑也。(楚辭)九章、懷沙「玄文處幽兮」(注)玄、墨也。(楚辭)對向、九歎、怨思「明月之玄珠」(注)黑光曰玄也。③ 染色の名。六度

そめた色。(周禮)考工記、鍾氏、注「凡玄色者、在緇縮之間、其六入者與」④ 天。天の色。(釋名)釋天「天又謂之玄」(廣雅)釋言「玄、天也」(易)坤「文言曰、天玄而地黃」(楚辭)宋玉、招魂「懸火延起兮玄顏烝」(注)玄、天也。(太玄經)玄告「天以不見爲玄」⑤ 遠い。かすかで遠い。遠(11-3004)に通ず。(説文通訓定聲)玄、段借爲遠。(説文)玄、幽遠也。象幽、而入覆之也。(素問)天元紀大論「在天爲玄」(注)玄、遠也。⑥ 深【玄海】(玄海) 北方の海(淮南子、墜形訓)玄泉之埃、上爲玄雲、陰陽相薄爲雷、激揚爲電、上者就下、流水就下、通而合于玄海。(注)北方之海上者就下、天氣復從天流下也。⑦ 伊勢松阪の僧。富士谷御杖に和歌を學んだ。文政三年安藝に赴き、その終を知らずといふ。【玄海灘】(玄海灘) 福岡縣の西北方に位する海。玄界灘。九州灘。

【瀚】18652

【瀚】(集韻)侯肝切 翰

瀚 一 日 ●瀚の名。浩瀚なことが海のやうであるから名づける。又、瀚海に作る。又、戈壁といふ。唐代、瀚海都護府を置く。今、外蒙古の地。瀚海に就いては古來、史家の間に定説がない。或は古、此の地に廣大な湖沼が有つたが、現在は曠漠たる沙漠となつたといひ、或はバイカル湖であるといふ説も有る。大漢(18652)の●を見よ。(廣韻)瀚、瀚海、北海。(史記)匈奴傳「臨瀚海」(注)集解曰、如淳曰、瀚海、北海名、正義曰、按、瀚海、自一大海名、羣鳥解羽、伏乳於此因名也。(虞業)詠、董將軍北伐詩「瀚海愁雲生」(注)善曰、霍去病率師登臨瀚海、如淳曰、瀚海、海名、良曰、瀚海、北海名。(名義考)以「沙飛若浪、人馬相失若沈、視瀚海然、非真有水之海也」(讀史方輿記要、陝西、附考、火州)瀚海、在柳陳城東北、皆沙漠、若大風、則行人馬相失、宋史沙深三丈、不育五穀、沙中生草、名登相、收之以食。② 唐代、都護府の名。蒙古のゴビ沙漠以北の地を統ぶ。初、燕然といひ、後、瀚海に改む。燕然(7192)の●を見よ。(歷代職官表、各處駐劄大臣)新唐書地理志、安北大都護府、本燕然都護府、龍朔三年、曰瀚海都護府。

※ 天界灘

古田史学の会・東海会則

(平成19年10月14日制定)

- 第1条 (名称)
本会は、「古田史学の会・東海」と称する。
- 第2条 (目的)
古田武彦氏が唱える多元的古代説について討議の場を形成し、古田史学の普及に寄与することを目的とする。
- 第3条 (事業)
前条の目的を達成するため、次の事業を行う。
・例会(研究発表・討論・学習等)の開催
・会報誌・論集の発行
・見学会の開催
・講演会の開催
・広報活動
・その他目的を達成するための事業
- 第4条 (会員)
1 本会の会員は、本会の目的に賛同し、所定の手続きを行った者とする。
2 会員は、会報誌・論集及び例会資料の配布を無償で受けることができる。
3 会員は、本会の名誉を傷つける行為、または本会の目的に反する行為を行った場合、本会を退会させられることがある。
- 第5条 (役員)
1 本会に次の役員をおく。
 会長 1名
 副会長 1名
 幹事 若干名
 監事 1名
2 会長は、本会を代表し、会務を総括する。
 会長は、総会を招集し、総会の議長を務める。
 会長は、例会を開催して、例会の進行を務める。
3 副会長は、会長を補佐し、会長が職務執行に支障のある場合はその責務を代行する。
4 幹事は、会計及び運営事務を行う。
5 監事は、会計、その他を監査し、総会に報告する。
- 第6条 (役員の選任および任期)
1 役員は会員の中から選任する。
2 役員の任期は2年とし、改選のあった総会の終了の時をもって任期満了とする。
3 役員の再任はさまたげない。
4 役員に欠員が生じた場合は、総会で新たに役員を選任する。新役員の任期は、前役員の残任期間とする。
- 第7条 (役員会)
1 役員会は、会長、副会長、幹事をもって構成する。
2 役員会の議長は、会長が務める。
3 役員会は、次の事項を行う
 ・総会に提出する議案の発議
 ・「古田史学の会・東海」細則の決定
 ・入会の承認
 ・退会者の決定
 ・その他役員会において必要と認められた事項
4 監事は、役員会に出席して意見を述べることができる。
- 第8条 (会費及び寄付)
1 会員の年会費は、5,000円とする。また、10月以降入会した場合は、2,500円とする。
2 例会参加料1回につき500円(会員を除く)とする。
3 納入した会費は返還しない。
4 寄付金は、本会の経費に充てる。
- 第9条 (会計年度)
本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。
- 第10条 (総会)
1 通常総会は、年1回、原則6月に開催する。
2 通常総会は、次の事項を行う。
 ・事業計画及び予算の決定
 ・事業報告及び決算の承認
 ・会則の制定、改正
 ・役員を選任
 ・その他役員会において必要と認められた事項の決定
3 会長は、必要に応じて臨時総会を招集することができる。
4 総会の議決は、出席する会員の過半数をもって決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。委任状による出席を認める。
- 第11条 (事務局)
本会の事務局は、会長が指定する所在地とする。
- 第12条 (会則の改正)
本会の会則の改正は、役員会が総会に発議することにより行う。
- 付則 本会則は、平成19年10月14日より発効する。